

交 監 第 9 0 号
平成 2 6 年 2 月 1 3 日



請求人 様

交野市監査委員 小 串 弘 明

交野市監査委員 野 口 陽 輔

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日付けで、請求人から提出された、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

第1 本件の請求

1 請求の内容

別紙1記載のとおり

2 請求書の受理

本請求書は、平成25年12月20日に提出され、同年12月26日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成25年2月4日付で交付決定した「 」（代表者： ）に対する『交野市街かどデイハウス支援事業補助金』（以下「補助金」という。）に基づく895,850円の支出は、交野市長の裁量権の逸脱・濫用による違法・不当な公金の支出にあたるか。

2 監査内容

(1) 監査対象部局に対する調査

(ア) 監査対象部局

福祉部 高齢介護課

(イ) 監査対象部局からの提出書類

平成26年1月17日付けの答弁書及び監査に必要な下記の関係書類の提出を受けた。

記

- ① 公文書開示請求書
- ② 交野市街かどデイハウス支援事業補助金交付決定通知書
- ③ 交野市街かどデイハウス支援事業補助金交付変更承認（起案書）
- ④ 交野市街かどデイハウス支援事業補助金確定通知書（起案書）
- ⑤ 交野市街かどデイハウス支援事業補助金実績報告書（起案書）
- ⑥ 街かどデイハウス事業に係る各市町村の状況調査集計表
- ⑦ 平成24年度 介護保険特別会計予算書
- ⑧ 情報公開請求についての追加対応（起案書）
- ⑨ 支出命令書（初年度設備費 500,000円、活動費2月分 154,050円・3月分 241,800円）
- ⑩ 請求書（床暖房）
- ⑪ 飲食店営業 許可証

(ウ) 監査対象部局からの事情聴取

①関係職員からの聴取

平成26年1月10日（金）に関係職員から聴取を行った。

②聴取した者

福祉部長、福祉部参事、高齢介護課長、高齢介護課課長代理、障がい福祉課課長代理（前高齢介護課課長代理）

③説明の概要

- (i) 本件の街かどデイハウス支援事業の補助対象業者の選定基準及び選定方法について、本市では、平成15年に初めて街かどデイハウス事業の補助金交付を実施したが、その際には、事業者側から相談を受けたうえで審査選定を行ったものであり、その手法は今回「 」を選定する際においても同様であった。
- (ii) 介護事業等の活動実績は当該事業の選定要件になっているかという点については、補助金の交付要件として、特に過去の活動実績は求めている。
- (iii) 当該事業を行いたいという相談があった際に、「 」の代表者である （以下「 」という）が前市議会議員であり、親族が現市議会議員であるという点については、特別に何か配慮するという事もなく、他の団体からの申請があった状況と同じ形で審査している為、特に懸念はなかった。
- (iv) 補助金交付要綱第3条に規定する「この要綱の補助対象となる団体は、法人格を持たない住民参加による民間非営利活動団体及び営利を目的としない法人格を取得した団体」という要件に、本件の「 」は適合するかという点については、交野市街かどデイハウス事業の活動をする団体として、2月4日の交付決定時に設立され、要綱に沿った団体であるため、同要件に適合するものと判断したものである。
- (v) 初年度設備費の対象である床暖房設備費で691,740円の計上があるが、当該設備の必要性及び事前の相談、また、用途の確認及び施工後の現地検査を行ったかという点については、事前に から床暖房設備について相談があり、当該事業所は高齢者の方の活動場所であることから、防寒設備として適切なものであるという判断をし、現地の検査も実施したものである。
- (vi) 平成25年4月1日付けの「補助金実績報告書」における添付書類「歳入歳出決算抄本」では備品購入費として500,000円計上されており、さらに領収書（写）の金額は742,000円となっているが、その差異について確認をしたかという点については、決算抄本における備品購入費500,000円の確認は行っており、この金額は本市補助金の初年度設備投資額の上限であり領収書との差額については自己負担になるという認識のもと交付決定をしたものである。

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年1月16日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、請求人代理人は陳述の概要（別紙2）を証拠として提出し、それに基づき陳述を行った。

（3）実地調査

平成26年1月10日、街かどデイハウス「XXXXXXXXXX」に対して実地調査を行った。

第3 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。
以下、その判断理由について述べる。

1. 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

（1）交野市街かどデイハウス支援事業について

補助金の対象である街かどデイハウス事業については、民間非営利団体が、既存施設を利用し、地域に住む自立の高齢者に対して、介護予防及び地域支え合いに資するサービス（給食、健康チェック、健康体操、趣味・創作活動、レクリエーション活動等のサービス）を提供する事業をいい、平成10年に大阪府のモデル事業として始まり、本市においては、平成15年に初めて街かどデイハウス事業に対する補助が1件行われたが、数年後に事業者側の都合により事業をやめられ、その後、本市で2例目として平成25年2月に街かどデイハウス「XXXXXXXXXX」（以下「XXXXXXXXXX」という。）に対する補助を行った。

（2）交野市街かどデイハウス支援事業補助金について

①補助金の名称

交野市街かどデイハウス支援事業補助金

②補助金交付の根拠

交野市街かどデイハウス支援事業の実施及び補助金交付要綱

③交付申請手続等

平成25年1月30日	「 XXXXXXXXXX 」から交野市長宛に交野市街かどデイハウス支援事業補助金に係る交付申請書の提出
平成25年2月4日	市補助金交付決定（交付決定額 806,000円）
平成25年2月5日	市の立入り検査（交付決定に基づく検査）
平成25年3月25日	市補助金の支出（初年度設備費 500,000円）
平成25年3月25日	市補助金の支出（2月分 154,050円）
平成25年3月31日	「 XXXXXXXXXX 」から交野市長宛に交野市街かどデイハ

ウス支援事業補助金に係る交付変更承認申請書の提出（変更後交付決定額 895,850円）

平成25年3月31日 交野市から「[]」宛に交野市街かどデイハウス支援事業補助金変更承認通知書により補助金額の変更を承認（変更交付決定額 895,850円）

平成25年4月1日 「[]」から交野市長宛に交野市街かどデイハウス支援事業補助金実績報告書の提出。

平成25年4月25日 市補助金の支出（3月分 241,800円）

(3) 平成26年1月10日、実地調査において、「[]」の活動実施施設は[]が日常生活に使用していない「離れ」であることを確認した。

2 監査委員の判断

(1) 補助対象団体の恣意的な選定（前市議会議員に対する恣意的な利益誘導）

請求人は、交野市が街かどデイハウス「[]」を非公募で選定をしたと主張するが、平成15年に交野市で初めて街かどデイハウス事業に補助金交付を行った際も、事業者側からの相談を受け、審査のうえ選定を行っており、それ以前においても、それ以降においても、事業を行いたい者からの相談があればそれに対応するとの方針であり、交野市が自発的に「[]」を選定したものではない。なお、請求人は、[]が前市議会議員であったこと、[]の実子が現市議会議員であることをとりあげて、恣意的な利益誘導であると主張するが、それによって、特段「[]」に便宜を図ったものとは認められない。

次に、平成25年度に公募を行っているということであるが、これは、交野市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画（平成24年3月策定）の中で「各中学校区ごとの整備を検討する」旨が明記されており、今後は各中学校区ごとに計画的に整備を進める必要性があり、広く一般に知らしめて整備の促進をはかるために、時期を定めた募集を行うこととしたと考えられる。なお、交野市が平成26年1月に実施した当該事業者の選定方法における大阪府下市町に対する調査では、公募による選定を行っているのは7市、非公募による選定を行っている市町は17市2町であることから、非公募による選定が不適切なものとは言えない。

また、「[]」が補助金交付申請時（平成25年1月30日）に設立されていない団体であったという点については、「[]」の設立日は平成25年2月4日であるが、本件の補助対象事業の団体としては、過去の活動実績を要件とするものではなく、交野市内で当該事業を行うことができると判断できる団体が対象となっており、「[]」についても、事前の相談のなかでスタッフ体制や活動内容についての確認を行い、それにより当該事業を行えると判断し、団体設立と同日付で補助金の交付決定を行ったもので、補助金交付申請時に団体の設立が確定的でなかったとしても問題が生じるものではない。

以上のことから、補助対象団体の恣意的な選定、前市議会議員に対する恣意的な利益誘導という事実はなく、適正な手続により支出されている。

(2) 審査前に補助金交付が事実上決定していたこと

請求人は、「[]」は補助金交付申請日の前日からガス温水床暖房工事を実施しており、このことは、申請前に補助金交付が事実上決定していたと考えざるを得ない、旨を主張しているが、補助金の交付業務においては、交付申請前に担当者と相談をし、そのなかで、担当者から交付要件や要件充足の方法などの説明があり、それに基づいた準備がなされた後、補助要件に合致していると判断された時点で交付申請を行うのが一般的であり、本件においても、そのような過程を経て、補助金交付申請がなされ、補助金交付決定が行われたのであり、そのこと自体には何ら違法性がない。

また、補助金交付申請前に工事を行っているという点については、交付申請前に工事を行ってはならない旨の定めはなく、仮に補助金の交付決定後に工事に着手していたとしても、それが補助金交付要綱に規定されている要件に該当しなければ補助が行われないという結果になることもあるのであり、交付申請前に工事を開始するか否かは補助金の交付に影響を及ぼすものではない。

(3) 審査の形骸化（要綱違反）

① 団体性の欠如

請求人は、(ア)「[]」は、平成25年2月4日に団体として設立されたのであり、補助金交付申請時には、団体として存在していなかった、(イ) 補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条第1号に団体規約の報告義務が課せられているにもかかわらず、「交野市街かどデイハウス支援事業補助金交付にかかる交付決定について（起案書）」の提出書類には団体規約が含まれていない、(ウ)「[]」の事業運営規約第1条では、事業主体が団体ではなく個人になっているにもかかわらず、補助金交付決定をしたのは、要綱に規定された補助金交付の要件につき実質的な審査が行われなかったことを示すものである、旨を主張するが、まず、(ア)については、先に述べたとおりであり、交付決定日に団体設立がなされており、要綱に違反しているものとはいえない。次に、(イ) 及び (ウ) については、起案書提出書類に「交野市街かどデイハウス支援事業補助金交付申請書」が添付されており、その申請書には「当該事業実施団体の会則又は規約」が記載され、街かどデイハウス「[]」事業運営規約が添付されていることから提出書類に団体規約は含まれているし、その内容から「[]」の代表者として事業の運営について定めた規約であるものと解することができるのであり、個人が事業主体とは認められない。

② 施設の未確認及び審査不備

請求人は、要綱第6条に事業実施施設の要件が規定されているのに、補助金交付申請書に、本件事業実施施設の概況等を示す資料がなく、「起案書」の記載内容からも本件施設の概況等を審査した形跡はないし、食事提供がなされているのに、飲食業の許可要件である「2機以上のシンク（流し台）」が交付決定時に存在しなかったことからして、現地確認を行っていないのであり、本件施設が要綱の要件を満たしていないにもかかわらず、補助金交付決定を行った、旨を主張するが、本件事業実施施設の概況等についての記載はなくとも、実施施設が、[]が居住する敷地内の日常生活に

使用していない「離れ」であることは、[]から説明を受けており、また現地の確認も行っているのであるから審査がなされていないとはいえない。

また、飲食業の許可要件である「シンク2機」についても、[]は、以前から街かどデイハウス事業実施施設において、すでに保健所から飲食業の営業許可を取得していたのであり、現場写真にあるシンクは手洗い場として事業実施の作業時に使用するものとして設置されたものであるとの説明を受けている。また、給食の提供は、事業者が直接給食を提供する以外に、他に食事を注文し、それを提供することも可能であって、「シンク2機」の設置が交付決定にあたっての必要要件ではないことから審査に不備があったとはいえない。

(4) 補助金額の算定における瑕疵

① 初年度設備費

請求人は、「[]」が初年度設備費として、ガス温水床暖房設置費を請求していることにつき、本件事業により床暖房が利用される日数、時間は限定的であり、また、本件施設は[]の自宅であり、[]が快適な生活を送るために床暖房を独占的に使用でき、個人の利益に供するものであることからして地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項及び要綱の規定、趣旨に反する違法、不当な支出である、旨を主張しているが、当該事業所は高齢者の方の活動場所であり、補助金は、委託や請負等とは異なり、あくまで補助事業者の自主性が尊重され、補助目的に効果があると判断をした床暖房の設置については、冬季の防寒設備として適切なものであるという担当課の判断は、要綱第6条第2項の規定からしても適当であり、地方財政法第4条第1項に規定される、補助目的を達成するために必要且つ最小の限度を超えての支出にはあたらない。また、本件実施施設は[]が日常生活で使用していない「離れ」であって、個人に利益を与える目的のものでもない。さらに、前述の請求人の陳述の際において、請求人が実際には当該事業施設である「[]」を実地確認していないとの発言からも、事実に基づいての主張ではないことが明らかになっている。

次に、請求人が、実績報告書では床暖房設備を742,000円としながら、歳入歳出決算抄本では500,000円と記載されていることから、手洗い給湯工事費が含まれている可能性が高いとして、恣意的に審査を懈怠している疑いが免れない、旨を主張しているが、歳入歳出決算抄本の備品購入費に500,000円と記載されているのは、この金額は本市補助金の初年度設備投資額の上限であり領収書との差額については自己負担になるという認識のもとで判断しているものであり、審査を懈怠しているものではない。

② 昼食費

請求人は、手洗い給湯工事の施工が平成25年2月13日であることをもって、2月5日から12日までの活動日4日間の昼食の提供が不可能であるにもかかわらず、補助金が支払われていることは違法不当な公金支出である、旨を主張するが、関係職員の立入検査時に給食提供用台所は事業開始以前から既存の施設として設置されていた旨の確認をしており、また、給食は他から注文し提供することも可能であり、現場写真にある給食提供用の施設ではない手洗い給湯工事が終わっていても提供

可能であり、請求人の主張には理由がない。

そもそも、補助金の確定については、相手方から提出される実績報告書に基づき、その実績に応じた補助金を確定させるものであって、「 」から提出された毎月の実績報告書に基づき給食の提供数を確認したうえで補助金額の確定を行っていることから、違法不当な公金支出を行っているとはいえない。

(5) 政治倫理について

請求人は、平成26年1月1日施行の交野市議会基本条例の第23条の議員の政治倫理の規定をあげ、前市議会議員であり、現職市議会議員の二親等内の親族である 、もしくはその代表者を務める団体に補助金を交付したのは同条例第23条に抵触する不適切な行為である、旨を主張するが、この主張については住民監査請求の対象ではないが、あえて判断すれば、補助金の交付は、平成25年2月4日であり、同条例の施行前の行為である。同条は「議員は、選挙で選ばれた市民の代表としての倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。」と規定するだけであり、補助金交付の対象団体として、前市議会議員又は現市議会議員の親族が代表を務める団体を制限する旨の規定ではなく、街かどデイハウス事業は、前述のとおり、営利を主目的とした事業ではなく、ボランティア的性格を有するものであり、これを支援する補助金の交付は議員の政治倫理に関係する事項ではあり得ない。

(6) 結論

以上のとおり、平成25年2月4日付で交付決定した「 」（代表者： ）に対する『交野市街かどデイハウス支援事業補助金』に基づく支出については、請求人が主張する交野市長の裁量権の逸脱・濫用があったものとは認められず、要綱に基づく適正な手続並びに事務処理を行い支出されており、違法不当な公金支出ではない。

よって、本件補助金の交付が違法又は不当なものであるとの請求人の主張には理由がないので、請求人の請求を棄却する。

1 請求の要旨

交野市が「 」（代表者： ）に対し、平成25年2月4日付で交付決定した『交野市街かどデイハウス支援事業補助金』（以下「補助金」という）895,850円（『交野市街かどデイハウス支援事業補助金実績報告書』：別添資料1及び『平成24年度一般会計各特別会計歳入歳出決算書』：別添資料2より確認）は、裁量権の逸脱・濫用による違法不当な公金の支出であるので、交野市長に対し、かかる違法不当な支出により が不当に得た利得につき、支出額相当額の返還を求める等の必要な措置及び今後の違法不当な支出を未然に防止するための措置を講ずるよう勧告する事を求める。

2 請求の原因

(1) 補助対象団体の恣意的な選定（前市議会議員に対する恣意的な利益誘導）

『部分開示決定通知書』（別添資料3）によれば、「当該補助事業の公募に関する記事」は存在せず、交野市が補助対象団体を非公募で選定したことが伺える。

しかし、補助金は、反対給付を受けない無償での援助であるため、その性質上、特定の相手方のみを有利に取り扱うことなく、平等に取り扱うことが要請されるものである。

『交野市街かどデイハウス支援事業の実施及び補助金交付要綱』（以下「要綱」という：別添資料4）第3条2項1号によれば、補助対象団体が提供すべきサービスは、給食、健康チェック、健康体操、介護予防につながる取組及び閉じこもり予防であり、介護事業者であれば一般的に実施可能な事業であることからすれば、あえて公募せず、特定の相手方のみ補助金を交付する合理的理由はない。このことは、平成25年度には補助対象団体を公募していることから明らかである。

また、『交野市街かどデイハウス支援事業補助金交付申請書』（以下「申請書」という：別添資料5）添付の『事業実施計画書』（以下「計画書」という）によれば、「 」は平成25年2月4日設立の任意団体と記載されており、補助金交付申請を行った同年1月30日の時点では団体そのものが存在せず、「 」に介護事業等の実績はおろか、団体としての活動実績すらない。「 」は当該補助事業を行うために設立する予定の団体なのである。

このように、補助金交付申請時に設立されていない団体を非公募で選定し、補助金の交付決定を行うことは、当該団体の代表予定者と交野市との間に何らかの特殊な関係がなければなされるはずがない。この点、「 」の代表者である （以下「 」という）は、平成23年9月まで交野市議会議員の地位にあった者であり、現職の交野市議会議員である の実母でもある。

これらの事情に鑑みれば、現職議員の実母であり、前議員である[]が、その政治的立場を利用し、交野市とのいわゆる“出来レース”によって補助金を交付させたと考えざるをえない。

以下、補助金交付に関し、交野市が[]に特別な配慮を行い、要綱に沿った適切な審査が行われていないことについて指摘する。

(2) 審査前に補助金交付が事実上決定していたこと

申請書添付の『街かデイハウス「[]」歳入歳出予算（見込書）抄本』（以下「予算見込書」という）によれば、「[]」が行う街かどデイハウス事業（以下「本件事業」という）はその歳入の9割弱を補助金が占めており、補助金が交付されなければ運営することが困難な事業である。

かかる状況下では、補助金交付決定前に本件事業にかかる設備等の工事を行うと、補助金の交付がなされなかった場合に多大な損失を被ることから、補助金交付決定後に工事を開始するのが通常である。

然るに、『交野市街かどデイハウス支援事業補助金実績報告書』（別添資料6：以下「実績報告書」という）添付の「設置にかかる写真」（以下「写真」という）によれば、[]は、事業所として予定している自宅のガス温水床暖房工事を補助金交付申請日である平成25年1月30日の前日である同月29日から実施している。

このように、[]が補助金交付申請前に工事を開始したのは、同申請前に補助金交付が事実上決定していたからであると考えざるをえない。

また、本件事業開始予定日が補助金交付申請のわずか5日後であり、同予定日に補助金交付決定がなされていることからすれば、補助金交付が事実上決定してただけでなく、補助金交付決定日についても[]と交野市との間で事前に決定されていたことは明らかである。

(3) 審査の形骸化

①要綱違反（団体性の欠如）

要綱第3条1項において「補助対象となる団体」は「法人格を持たない住民参加による民間非営利活動団体」及び「営利を目的としない法人格を取得した団体」と規定されている。つまり、補助対象は団体であることが前提である。

しかし、上述のように、「[]」は平成25年2月4日に任意団体として設立される予定であり、補助金交付申請を行った同年1月30日の時点では団体そのものが存在していないのである。

また、要綱第10条1号が「団体規約」の報告義務を課し、申請書の添付書類欄にも「当該事業実施団体の会則又は規約」と記載されているが、『交野市街かどデイハウス支援事業補助金交付にかかる交付決定について（伺い）』（以下「伺い」という：別添資料7）の「5

提出（精査）書類」には団体規約が含まれておらず、その他団体の設立について審査された形跡はない。

加えて、『街かどデイハウス「XXXXXXXXXX」事業運営規約』（以下「事業運営規約」という：別添資料8）第1条には「XXXXXXXXXXが設置する街かどデイハウス「XXXXXXXXXX」（略）において実施する街かどデイハウス事業（略）」と規定されており、事業主体が個人であることが明記されている。

このように、補助金交付申請時に未設立の団体に対し、提出が義務づけられている団体規約の提出を求めず、更には事業運営規約には事業主体が個人であることが明記されているにもかかわらず、補助金交付決定を行ったのは、要綱に規定された補助金交付の要件について何ら実質的な審査が行われていないことの証左である。

なお、補助金交付後に作成されたものではあるが、『平成25年度交野市指定地域密着サービス運営法人及び街かどデイハウス運営団体公募要項』（以下「公募要項」という：別添資料9）3頁には応募資格として「国税及び地方税の滞納がないこと。」と記載されている。税金滞納の有無は、法人設立届出書等の税務届出書はじめ、所得税徴収高計算書や法人税確定申告書によって確認されるものであるが、同一の補助金の審査であるにもかかわらず、これらの書類はもとより団体規約すら確認がなされていない本件補助金の審査の稚拙さには呆れるほどである。

②要綱違反（施設の未確認及び審査不備）

要綱第6条1項は「事業実施施設（略）は、市長が適当と認める集会所又は民家等とする。」、同2項は「実施施設は、利用者の利便、安全及び保健衛生に十分配慮されたものでなければならない。」と規定する。

しかし、申請書には、本件事業実施施設（以下「本件施設」という）の概況等を示す資料はなく、伺いの記載内容からも本件施設の概況等を審査した形跡はない。

また、写真によれば、本件施設において手洗い給湯工事がなされたようであるが、『手洗い給湯工事（施工後）』の日付は平成25年2月13日となっている。同工事は給食を提供するためには、2機以上のシンク（流し台）が必要とされることから行われた工事であると考えられる。つまり、同日までは、飲食業の許可要件（施設基準）を満たさない状況であったのである。

申請書によれば、食事提供は直接提供とされているのであるから、交野市としては、本件施設が保健衛生に十分配慮されたものであるか確認する必要があるところ、現地確認を行えば、2機以上のシンクが設置されていないことは容易に発見し得たのであり、かかる確認すら行われていない、もしくは意図的に見逃したのは非常に問題であると言わざるをえない。

このように、本件施設が要綱の要件を満たしていないにもかかわらず、補助金交付決定を行ったのは、要綱に規定された補助金交付の要件について何ら実質的な審査が行われて

いないことの証左である

(4) 補助金額の算定における瑕疵

① 初年度設備費

「 」は、初年度設備費として、ガス温水床暖房設置費を請求しているが、床暖房を利用する時期は冬季に限定される。また、計画書によれば本件事業の年間活動日数は130日であり、また1日のうち本件事業に供する時間はわずか5時間であり、実際に床暖房が利用される日数、時間は極めて限定的である。そのために500,000円という多額の補助金を支出することは、「最少の経費で最大の効果」を要求する地方自治法第2条14項及び「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」地方財政法第4条第1項に反するものである。

また、本件施設は の自宅であり、床暖房が本件事業のために利用されているわずかな時間のほかは、 が自宅で快適な生活を送るために床暖房を独占的に使用することができるのである。この点も、要綱別表1の「補助金で購入した設備、備品は、当該設備等の減価償却期間が経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用・することはできない」との規定の趣旨に反するものであり、実質的には 個人に対して利益を与える目的において公金を支出したものと考えるをえない。

以上の点からすれば、初年度設備費の支出は、地方自治法、要綱の規定、趣旨に反するものであり、違法不当な支出である。

また、補助金額自体についても不適切な点が見られる。

実績報告書添付の『街かどデイハウス支援事業補助金精算書』（以下「精算書」という：別添資料10）の「(2)初年度設備費」の「ガス温水床暖房設置」費は742,000円であり、同書添付の『株式会社 発行の領収書』（以下「領収書」という：別添資料11）と金額が一致する。

しかし、写真によれば、ガス温水床暖房のほかに手洗い給湯工事が行われており、領収書の但し書きが空欄であること、『街かどデイハウス「 」歳入歳出決算抄本』（以下「 決算抄本」という：別添資料12）の「①備品購入費」では床暖房設備が742,000円ではなく500,000円と記載されていることなどからすれば、領収書の金額には手洗い給湯工事費用が含まれている可能性が高い。

この点に関しては、 との請負契約書や請求書の内訳を見れば容易に確認できるのであるから、交野市が恣意的に審査を懈怠しているとの疑いを免れない。

② 昼食費

計画書の『平成25年2月予定表』では5人/11日分の「昼食」が予定されているが、写真の『手洗い給湯工事（施工後）』の日付は、平成25年2月13日となっており、少なくとも、飲食業の許可要件（施設基準）である2機以上のシンク（流し台）が設置される以

前の2月5日から2月12日までの活動日4日間の昼食の提供は不可能である。

然るに、精算書の「給食」及び■■■■■決算抄本の「イ食事」では、47,100円が計上されている（当初の計画からの増額は、利用者が増えたことによると思われる）。

昼食の提供が不能である日における食事にかかる補助金は過大計上であり、違法不当な公金支出である。

(5) 政治倫理

このように、本件補助金の交付において、補助対象団体が非公募で恣意的に選定され、また、その時点で補助金の交付は事実上決定されており、その審査が形骸化している理由は、■■■■■が平成23年9月まで交野市議会議員の地位にあった者であり、かつ、現職の交野市議会議員である■■■■■の実母であることなどが理由と考えられる。

補助金交付決定時には、交野市には政治倫理条例が制定されていなかったが、平成26年1月1日に施行予定である『交野市議会基本条例』の第23条では「議員の政治倫理」が規定されるに至っている。条例の制定は一朝一夕にしてなるものではなく、補助金交付決定がなされた平成25年2月の時点でも議員の政治倫理に対する市民の意識は十分に高かったのであるから、交野市としても議員に不当に利益を与えないようにすべき義務があったといえる。

そして、大阪府内の他市において、地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、市と議員との不適切な癒着を市民に疑惑を抱かせないように、市議会議員本人又はその親族において、当該市と請負関係等を禁じる規定を置いているものも少なくはない（例えば『藤井寺市議会議員政治倫理条例』第3条第4号）。

本件に当てはめると、補助対象団体として、前市議会議員であり、現職の市議会議員の二親等内の親族である■■■■■若しくはその者が代表者を務める団体（実質的には個人）を選定し、補助金を交付した事は、交野市議会基本条例第23条にも抵触する不適切な行為である。

(6) 結論

交野市が、補助金交付申請時に未設立であり、事業運営規約では事業主体が個人である「■■■■■」を非公募で補助対象団体に選定したのは、■■■■■が政治的立場を利用したからに他ならない。このような経緯からして、■■■■■と交野市との間では補助金交付が既定路線となっていたことから、補助金の審査は結論ありきであり、極めて杜撰なものとなっている。

このように、交野市が■■■■■との特殊な関係を前提として、■■■■■に特別な配慮を行い、要綱に反するにもかかわらず、■■■■■が行う事業に無償の援助を行うことは、行政に与えられた裁量を逸脱し、又は、濫用する違法不当なものである。

また、仮に、補助金交付自体が違法不当とまでは言えないとしても、上述のとおり、補助金額の算定において瑕疵があり、補助金の一部が違法不当な支出であることは明らかである。

よって、地方自治法242条1項及び同条第4項に基づき、交野市長に対して、違法不当な支出により[]が不当に得た利得につき、支出額相当額の返還を求めるなどの必要な措置及び今後の違法不当な支出を未然に防止するためのその他の是正措置を講ずるよう勧告することを求め、別添の事実証明書を添えて本請求に及ぶ次第である。 以上

[請求の要旨に添付された事実を証する書面]

1. 交野市街かどデイハウス支援事業補助金実績報告書
2. 平成24年度一般会計各特別会計歳入歳出決算書
3. 部分開示決定通知書
4. 交野市街かどデイハウス支援事業の実施及び補助金交付要綱
5. 交野市街かどデイハウス支援事業補助金交付申請書
6. 交野市街かどデイハウス支援事業補助金実績報告書
7. 交野市街かどデイハウス支援事業補助金交付にかかる交付決定について (伺い)
8. 街かどデイハウス「[]」事業運営規約
9. 平成25年度交野市指定地域密着サービス運営法人及び街かどデイハウス運営団体公募要項
10. 街かどデイハウス支援事業補助金精算書
11. 株式会社[]発行の領収書
12. 街かどデイハウス「[]」歳入歳出決算抄本

以上

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成25年12月19日

住所 []

職業 []

氏名 []

交野市監査委員宛

平成26年1月16日

■■■■氏代理人
弁護士 ■■■■

平成25年12月20日付交野市職員措置請求に関し、概要、以下のとおり陳述致します。

1 本件は、交野市が「■■■■」(代表者：■■■■氏)に対して支出した「交野市街かどデイハウス支援事業補助金」(以下「本件補助金」という)895,850円(平成25年2月4日付交付決定額は806,000円であるが、同年3月31日に895,850円に変更交付決定、同年4月1日に確定)が、交野市長の裁量権の逸脱・濫用による違法不当な支出であることから、「■■■■」が不当に得た利得について返還を求めるとともに、今後の違法不当な支出を行わないよう求めるものである。

2 本件に関しては、本件補助金の支出が「交野市街かどデイハウス支援事業の実施及び補助金交付要綱」(以下「本件要綱」という)に違反していることが問題であることは当然のことであるが、更に問題であるのは、前交野市議会議員であり、交野市議会議長まで経験された■■■■氏(以下「■■■■氏」という)が代表を務める任意団体(団体性に問題があることは後述する)に非公募で補助金の支出がなされたという点である。

本件補助金の対象事業者について公募がなされていないということは、本件要綱等の存在を特別な事情で知り、交野市に対して働きかけができる状況にある者又は、交野市から本件補助金の対象となり得る団体に対して個別に勧誘を受けた者に対象事業者が限定されるということである。

本件で言えば、「■■■■」は本件補助金の交付決定日である平成25年2月4日に設立された任意団体であり、これまで街かどデイハウス事業はもとより介護保険事業も実施したことがない団体であることから、交野市から本件補助金に関する情報を■■■■氏に提供し、任意団体の設立も含めて事実上の指導等を行ったのであれば、■■■■氏に対して特別の便益を図ったことになる。

他方、■■■■氏から交野市に働きかけて本件補助金の申請を行ったのであれ

ば、**■**氏がどのような経緯で交野市に当該申請を行ったのか、明らかにされるべきである。特に、**■**氏は前議員とはいえ、本件補助金の交付決定日から約1年半前の平成23年9月まで、20年（5期）にわたって交野市議会議員を努めたベテラン議員であり、交野市議会議長も歴任した議員であり、交野市に対する影響力は甚大である。また、その後継者として実子である**■**氏（以下「**■**氏」という）が現在交野市議会議員の職にあり、その響力は依然として保持されていると考えるのが自然である。かかる状況下において、非公募にて補助金が支出されているとすれば、**■**氏と交野市、特に交野市長との間に何らかの密約があったと考えるのは当然である。なぜ、非公募であったにもかかわらず、**■**氏が本件補助金の申請を行うことになったのか、この点について十分な監査が行われることを期待する。

- 3 地方自治体が支出する補助金は、地方自治法232条の2に規定されている「公益上必要がある場合」に支出することができることから、本件補助金の支出についても公益上必要がなければならない。

その判断については、①補助金支出の目的、趣旨、②他の行政支出目的との関連での当該補助金の目的の重要性・緊急性、③補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか、④補助金を受ける個人または団体の性格（団体の場合には、目的・構成員・役員などの状況）、活動状況、⑤他の用途に流用される危険がないか、⑥支出手続、事後の検査体制などがきちんとしているか、⑦目的違反、動機の不正、平等原則違反、比例原則（当該目的と補助の程度、補助を受けた者に期待する行動と補助の程度）違反など裁量権の濫用・逸脱にならないか、といった点などが考慮される。

本件においては、①本件要綱に規定されている高齢者の介護予防、生活支援等の目的については一般論としては理解できるが、②他の行政支出目的との関連において、本件補助金の目的がそれ程重要性・緊急性を有するものとは解されない。

③本件補助金の効果についても、補助金の半分以上は床暖房設備費であるが、床暖房の使用は冬季のうち週3日の使用に限定されており、他の時間においては、**■**氏が個人的に床暖房の使用が可能であることを考慮すれば、本件補助金の支出が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるとは言いがたい。

④**■**については、本件補助金の交付申請時には設立されておらず、街かどデイハウス事業はもとより介護保険事業も実施した実績が無く何ら活動実績は無い。

また、「街かどデイハウス**■**事業運営規約」（以下「本件規約」という）に「**■**が設置する街かどデイハウス**■**」（略）に

において実施する街かどデイハウス事業」と規定されていることからすれば、「[]」は[]氏の屋号であって、団体としての性格はない。つまり、「[]」は、[]氏が街かどデイハウス事業を行うに際し、本件要綱の要件を充足させるために団体であるかのように装っているに過ぎず、実際には団体は存在しないのである。

「[]」のスタッフについては、開示された本件補助金交付申請書に添付されている「事業実施計画書」にはマスキングされており、スタッフの状況は明らかではない。しかし、スタッフのうち4名は親族であり、その中には[]氏も含まれている可能性がある。現職の交野市議会議員である[]氏が、交野市から支出された補助金から給料（賃金）を受け取っているとすれば、交野市が現職議員に便宜供与したことになるのであって、非常に問題である。

⑤本件補助金の半分以上は床暖房設備費であるが、株式会社[]が発行した領収書（以下「本件領収書」という）には但し書きの記載も無く、床暖房の設置にかかる領収書であるか明らかではない。

実際、「交野市街かどデイハウス支援事業補助金実績報告書」添付の「設置にかかる写真によれば、手洗い給湯工事も行っているようであるが、本件領収書に同工事の費用が含まれている可能性は高い。

にもかかわらず、交野市においてかかる杜撰な確認しか行われないのであり、本件補助金が他の用途に流用される危険は高いと言わざるを得ない。

⑥本件補助金の支出手続、事後の検査体制については、本件要綱には一応の規定があるもののかなり杜撰な対応がなされている。

具体的には、（1）補助対象が団体に限定されているにもかかわらず、「[]」は本件補助金交付申請時に未設立の団体であり、かつ、団体としての実体がないこと、（2）本件補助金交付申請時に2機以上のシンクが設置されておらず、飲食業の許可要件を満たしていなかったこと、（3）床暖房設備費については本件領収書の但し書きがなく、請求書等も添付されていないため、床暖房設備費が実際にいくらであったのか確認されていないことなど、支出手続、事後の検査体制は杜撰であると言わざるを得ない。

⑦現職の交野市議会議員の実母であり前交野市議会議員である[]氏が代表とされる「[]」に、介護保険事業等の実績がないにもかかわらず、公募することなく、杜撰な確認のみで本件補助金が支出されていることは、その動機に不正があると考えざるを得ず、また、平等原則違反であることは明らかである。

更には、「街かどデイハウス「[]」歳入歳出決算抄本」によれば、歳出約97万円に対し、本件補助金は約89万円であり、歳出の約9割が補助金で賄われている。つまり、「[]」の街かどデイハウス事業に要する

費用はほとんどが補助金で賄われており、実質的には交野市が運営していると言っても過言ではない。これ程の恩恵を前交野市議会議員に与えたのは、20年間議員を務めたことに対する報償（退職金）と言われても仕方の無いところであり、比例原則に反することは明らかである。

これら①～⑦の事情に鑑みれば、本件補助金の支出は裁量権の濫用、逸脱に該当し、地方自治法232条の2に規定されている公益上の必要性は認められず、本件補助金の支出は同法に違反する違法な支出である。

- 4 現職の交野市議会議員の実母であり、交野市議会議員を5期20年にわたって努め、交野市議会議長まで歴任した■■■■氏が、任意団体の体裁を整え、非公募の補助金を何ら活動実績がないにもかかわらず交野市から受領することは、議員と行政の癒着があると断罪されてしかるべき行為であって、到底交野市民の理解を得られる行為ではない。

本件の事実関係を解明することが、交野市の行政をよりよく発展させていくことになるのであり、監査委員におかれては適切かつ十分な監査を行われるよう期待するところである。

以上